



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号 1925 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 大野 直竹
問合せ先 執行役員 I R 室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6342 - 1400

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 76 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 26 条(取締役の責任免除)及び第 33 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 26 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 27 年 6 月 26 日 (金) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 27 年 6 月 26 日 (金) |

以 上

＜定款変更の内容＞

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (省略)</p> <p>(2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 27 条～第 32 条 (条文の記載省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (省略)</p> <p>(2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役</u>(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、同法 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 27 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>